広島市・三原市・廿日市市に感染拡大防止要請と支援金

支援金の対象者にご注意を

早期給付（先払い）制度も新設

8月4日（水）から再び、全国の感染拡大を受けて、広島市で感染拡大防止の要請が出されました。

第4期（8月4日～9月12日）の支援金の対象は第3期と同様で、通常時に酒類等の提供があり、8時以降も営業していた店舗が対象です。

国民・中小業者は、自粛要請やワクチン接種など、国の方針に振り回され、飲食業者も疲れ切っている状態です。一方で飲食以外の業種への支援が少ないため、前号記事の様に客から不満をぶつけられるといった事例も沢山出ています。政府の失策への怒りの矛先をそらすために、国民同士で差をつけて不満を出させ合う構図は、昔からの常套手段です。現政権には退場してもらうほかありません。

第４期の支援金の条件が当てはまるかどうか、上図で改めて確認しておきましょう。

感染拡大防止協力支援金　第４期（8/4～9/12）

					対象となる店舗の対応↓	
飲食店、喫茶店の営業許可を受けている	はい	要請前に酒類、カラオケ設備の提供をおこなっていた	はい	要請前の閉店時間が	20時以降に閉店　→	休業・時短
					20時前に閉店　→	対象外
			いいえ　→	→	→	
	いいえ　→	→	→	→	→	

お酒の提供は１９時まで。休業は全日対応のみ対象に。積極ガード店登録も必要です。

必要なら「先払い」積極活用を

広島県は第４期の分から、新たに申請者に一律25万円を先に支給する「先払い」の制度を作りました。依然として続くコロナ禍で、少しでも早く手元にお金が届けば嬉しいと歓迎する声も聞かれます。しかし一方では、東京の事例で「先払いを優先し、それ以前の支援金給付より先に支給される」といった事例が起きようとしている事も報道され、広島もそうなるのではと危惧する声も出ています。日刊ゲンダイでは、東京都の対応を「今月分の給与の一部は少し早めに払うから、未払いの先々月分の給与はしばらく待ってくれ」と言っているようなものと、伝えています。

広島県でも1期・2期の支給遅延に不満の声が出て、表面の様に申し入れが必要な状況だけに、先払いにも不満の声が出ることは目に見えています。

それでも休業や時短は死活問題。必要な人は早く準備を進めましょう。

◎早期給付金の内容は以下の通りです。

【条件】上記の『感染症拡大防止協力支援金』第４期分の条件を満たし、後日本申請をする店舗。

【対象者】
次の全てに該当
①中小企業（法人）及び個人事業主
②過去実施分の『県感染症拡大防止協力支援金』を受給する人
③本申請を『売上高方式』（前年売上で1日当たりの支給額が変わる従来の方式）で申請する者

【早期給付額】
1店舗あたり
25万円（一律）

【申請受付】
8月10日（火）
～8月23日（月）

【必要書類】
①早期給付申請書
※振込先情報に必ず過去の感染症拡大防止協力支援金の支給を受けた口座を指定。別口座だと振り込みできず不支給に。
②確認書（自署）
※様式は県HPで8月10日（火）までに公表予定。

写真で紹介　国民平和大行進

事務所で行進者を接待

国民平和大行進
2021年

国民平和大行進
2021年
全日本年金者組合

区長らも参加した両区の出発式
（上：安佐北、下：安佐南）

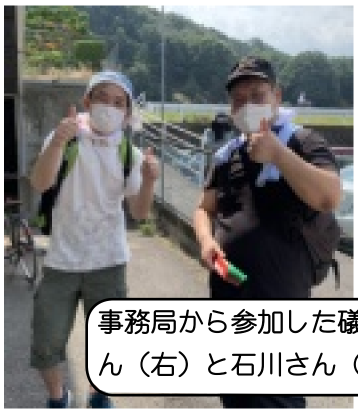

事務局から参加した礒道さん（右）と石川さん（左）

にってい

◎10日（火）
・要求運動部会
・組織教宣部会
・婦人部役員会
◎11日（水）
・共済会理事会
◎12日（木）
・陽気な道場

◎17日（火）
・常任理事会
◎19日（木）
・陽気な道場
◎20日（金）
・組織・共済拡大デー
・広島市社保協
◎23日（月）
・三役会

滞納・多重債務・サラ金のご相談は

『陽気な道場』へ

毎週木曜日　夜７時から

税務調査・申告・納税のご相談は

『税金道場』へ

毎月第１・３火曜日　夜７時から